

本部長からの指示

4/16 に政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、全都道府県を対象に緊急事態宣言を発令いたしました。これは都市部からのコロナ疎開やゴールデンウィークにおける人の移動を最小化し最低7割、極力8割の接触制限を取ることで、地域の感染拡大の抑制を図るものです。

こうした国の動きに対応するため、本市では、「3つの密」が揃いやすい食堂、レストラン、喫茶店などの飲食店のほかバー、キャバレー、カラオケ、ライブハウスなどの遊興施設を対象に4月25日から連休明けの5月6日までの間、休業を要請することとし、休業要請にご協力いただける市内中小事業者には、1事業者あたり50万円、複数店舗を運営する事業者には100万円の協力金を支給することといたしました。

また、ゴールデンウィークを控え、外出の自粛を強く要請するため、市内の文化施設やスポーツ施設、図書館などの来館施設を5月6日までの間休館といたしました。これらの取り組みにより、「ウイルスを持ち込まない、持ち込ませない」をさらに徹底してまいります。

感染症拡大防止対策としては、PCR検査センターの整備など、検査・医療提供体制の拡充・強化を図るとともに、感染症の影響を受けている市内観光産業や飲食・流通産業等を支援する補助金の創設やケータリングシステムの構築などにより、地域経済の影響緩和にも取り組んでまいります。

さらに、総合相談センターの設置やオンライン授業などICTを活用した学校教育の推進など、市民生活の支援にも取り組んでまいります。

こうした取り組みに全庁挙げて全力で取り組んでまいりますので、本部員の皆様には引き続き対応への協力をお願いします。